

議案第24号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年2月24日

つくば市長 市原 健一

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項第1号中「この項及び10の項」を「以下この項，10の項，13の項，14の項，15の項，16の項及び17の項」に，「にあつては」を「であつて，住宅を新築しようとするときは」に，「それぞれ」を「当該」に，「掲げる額」を「定める額」に改め，同号ア中「及び13の項」を「，13の項，15の項及び17の項」に改め，同項第2号中「及び2の項」を削り，同号を同項第3号とし，同項第1号の次に次のように加える。

(2) 建築基準関係規定 適合審査を受けるよ う申し出ない場合で あつて，住宅を増築 し，又は改築しよう

とするときは、次の
ア又はイに掲げる区
分に応じ、当該ア又
はイに定める額

ア 長期優良住宅の
促進に関する法律
第6条第1項各号
に掲げる基準に適
合していることに
ついて、登録住宅
性能評価機関によ
る審査を受けた場
合

(ア) 一戸建ての住
宅の場合にあつ
ては、1件につ
き 9,000円

(イ) 一戸建ての住
宅以外の住宅の
場合にあつては
総戸数が5戸以
内のときは、1
件につき（同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合

にあつては、当該数件の申請につき)18,000円、5戸を超え10戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)32,000円、10戸を超え30戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)47,000円、30戸を超え50戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請

が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき)88,000円、50戸を超え100戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき)151,000円、100戸を超え200戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき)249,000円、200戸を超え300戸以内のときは1件につ

き（同一の住宅
に関し同時に数
件の申請が行わ
れる場合にあっ
ては、当該数件
の申請につき）

306,000円、300
戸を超えるとき
は1件につき、

（同一の住宅に
関し同時に数件
の申請が行われ
る場合にあつて
は、当該数件の
申請につき）

326,000円

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住
宅の場合にあつ
ては、1件につ
き 68,000円

(イ) 一戸建ての住
宅以外の住宅の
場合にあつては
総戸数が5戸以
内のときは、1

件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき）162,000円、5戸を超え10戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき）259,000円、10戸を超え30戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき）513,000円、

30戸を超え50戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては，当該数件の申請につき）919,000円，50戸を超え100戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては，当該数件の申請につき）1,580,000円，100戸を超え200戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては，

当該数件の申請
に つ き)
2,923,000円,
200戸を超え300
戸以内のときは
1件につき(同
一の住宅に関し
同時に数件の申
請が行われる場
合にあつては,
当該数件の申請
に つ き)
4,177,000円,
300戸を超える
ときは1件につ
き(同一の住宅
に関し同時に数
件の申請が行わ
れる場合にあつ
ては,当該数件
の申請につき)
5,117,000円

別表第1の10の項第1号中「9の項の(1)」を「, 9の項の(1)又は(2)」に改め,
同項第2号中「(1)」の次に「又は(2)」を加え,「及び2の項」を削り,同表13の
項第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合
理化等に関する法律」に,「以下この項」を「以下この項, 15の項及び17の項」に

改め、「建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査（以下「」及び「」という。）」を削り、同項第3号中「、1の項及び2の項」を「1の項」に改め、同表14の項第3号中「、1の項及び2の項」を「1の項」に改め、同項の次に次のように加える。

15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合には、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの）に限る。以下この項及び次項において「適
----	-------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下この項から17の項までにおいて同じ。)である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあっては、
4,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあっては、当該単位住

戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円, 300平方メートル

ル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき37,000円, 5,000平方メートル以上のときは1件につき67,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件

につき67,000円,
5,000平方メートル
以上10,000平方メ
ートル未満のとき
は1件につき
106,000円, 10,000
平方メートル以上
25,000平方メー
トル未満のときは1
件につき133,000
円, 25,000平方メ
ートル以上のとき
は1件につき
167,000円

エ 認定の対象が住
宅及び住宅以外の
部分を有する建築
物である場合 1
件につき申請に係
る建築物の住宅の
部分の床面積の合
計に応じてイの規
定により算出した
額に, 住宅以外の
部分の床面積の合
計に応じてウの規

定により算出した
額を加えた額

(2) 適合証がない場合
(建築基準関係規定
適合審査を受けるよ
う申し出る場合を除
く。) にあつては、
次のアからエまでに
掲げる区分に応じ、
当該アからエまでに
定める額

ア 認定の対象が住
宅の単位住戸であ
る場合 1 件につ
き(ア)又は(イ)に規
定する額

(ア) 申請に係る単
位住戸が 1 の場
合にあつては、
当該単位住戸の
床面積が200平方
メートル未満の
ときは28,000円、
200平方メートル
以上のときは
32,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。） 申請に係る住宅の床面積の

合計が300平方メートル未満のときは1件につき57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき163,000円、5,000平方メートル以上のときは1件につき234,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項

第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び17の項において「省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この項及び次項において「標準入力法・主要室入力法」という。)

による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のとき

は726,000円

(イ) 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この項及び次項において「モデル建物法」という。)による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の

ときは196,000
円, 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メー
トル未満のとき
は257,000円,
10,000平方メー
トル以上25,000
平方メートル未
満のときは
308,000円,
25,000平方メー
トル以上のとき
は362,000円

エ 認定の対象が住
宅及び住宅以外の
部分を有する建築
物である場合 1
件につき申請に係
る建築物の住宅の
部分の床面積の合
計に応じてイの規
定により算出した
額に, 住宅以外の
部分の床面積の合
計に応じてウの規

			<p>定により算出した額を加えた額</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額</p>
16	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 適合証がある場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合</p>

合にあつては、
2,000円

(イ) 申請に係る単
位住戸が2以上
の場合にあつて
は、当該単位住
戸の床面積の合
計が300平方メー
トル未満のとき
は4,000円、300
平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のとき
は8,000円、
2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満の
ときは19,000円、
5,000平方メー
トル以上のときは
33,000円

イ 認定の対象が住
宅である場合（認
定の対象が2以上
の単位住戸を有す
る住宅の場合に限

る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき19,000円, 5,000平方メートル以上のときは1件につき33,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき4,000円, 300平方メートル以上2,000

平方メートル未満
のときは1件につ
き11,000円, 2,000
平方メートル以上
5,000平方メートル
未満のときは1件
につき33,000円,
5,000平方メートル
以上10,000平方メ
ートル未満のとき
は1件につき
53,000円, 10,000
平方メートル以上
25,000平方メー
トル未満のときは1
件につき67,000円,
25,000平方メー
トル以上のときは1
件につき83,000円

エ 認定の対象が住
宅及び住宅以外の
部分を有する建築
物である場合 1
件につき申請に係
る建築物の住宅の
部分の床面積の合

計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額

(2) 適合証がない場合
(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。) にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 1 件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が 1 の場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メー

トル未満のときは14,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては, 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 認定の対象が住宅である場合 (認

定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき82,000円, 5,000平方メートル以上のときは1件につき117,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建

建築物について、
誘導基準に適合
しているかどうかの基準が、標
準入力法・主要
室入力法による
場合にあつては、
当該建築物の床
面積の合計が300
平方メートル未
満のときは
95,000円、300平
方メートル以上
2,000平方メー
トル未満のときは
153,000円、
2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満の
ときは218,000
円、5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メー
トル未満のとき
は269,000円、
10,000平方メー

トル以上25,000
平方メートル未
満のときは
318,000円,
25,000平方メー
トル以上のとき
は363,000円

(イ) 申請に係る建
築物について、
誘導基準に適合
しているかどう
かの基準が、モ
デル建物法によ
る場合にあつて
は、当該建築物
の床面積の合計
が300平方メー
トル未満のときは
36,000円、300平
方メートル以上
2,000平方メー
トル未満のときは
61,000円、2,000
平方メートル以
上5,000平方メー
トル未満のとき

は98,000円,
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1
件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した

			額を加えた額 (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額
17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることを証する書面（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては、登録建築

物調査機関又は建築
基準法第77条の21第
1項に規定する指定
確認検査機関の業務
を実施している登録
住宅性能評価機関が
交付したもの)に限
る。以下この項にお
いて「適合証」とい
う。)がある場合に
あつては、次のアか
らエまでに掲げる区
分に応じ、当該アか
らエまでに定める額

ア 認定の対象が1
の単位住戸を有す
る住宅である場合
1件につき4,000
円

イ 認定の対象が2
以上の単位住戸を
有する住宅である
場合 申請に係る
住宅の床面積の合
計が300平方メー
トル未満のときは1

件につき8,000円,
300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のときは1
件につき17,000円,
2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のときは
1件につき37,000
円, 5,000平方メ
ートル以上のときは
1件につき67,000
円

ウ 認定の対象が住
宅以外の建築物で
ある場合 申請に
係る建築物の床面
積の合計が300平方
メートル未満のと
きは1件につき
8,000円, 300平方
メートル以上2,000
平方メートル未満
のときは1件につ
き22,000円, 2,000
平方メートル以上

5,000平方メートル未満のときは1件につき67,000円,
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは1件につき106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは1件につき133,000円, 25,000平方メートル以上のときは1件につき167,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に, 住宅以外の

部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額

(2) 適合証がない場合にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合
1件につき(ア)又は(イ)に規定する額
(ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項において「性

能基準」という。)

による場合にあっては、200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項において「仕様基準」という。）による場合にあっては、200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは

16,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

満 の と き は
163,000円,
5,000平方メー
トル以上のときは
234,000円

(イ) 申請に係る住
宅について、建
築物エネルギー
消費性能基準に
適合しているか
どうかの基準が、
仕様基準による
場合にあつては、
当該住宅の床面
積の合計が300平
方メートル未満
のときは27,000
円、300平方メー
トル以上2,000平
方メートル未満
のときは47,000
円、2,000平方メ
ートル以上5,000
平方メートル未
満 の と き は
86,000円、5,000

平方メートル以上
のときは
130,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額(ア)申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号イに定める基準による場合にあっては、当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のと

きは306,000円,
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円,
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円,
25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロ

に定める基準によ
る場合にあって
は、当該建築
物の床面積の合
計が300平方メー
トル未満のとき
は72,000円、300
平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のとき
は121,000円、
2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満の
ときは196,000
円、5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メー
トル未満のとき
は257,000円、
10,000平方メー
トル以上25,000
平方メートル未
満のときは
308,000円、
25,000平方メー

			トル以上のとき は362,000円 エ 認定の対象が住 宅及び住宅以外の 部分を有する建築 物である場合 1 件につき申請に係 る建築物の住宅の 部分の床面積の合 計に応じてイの規 定により算出した 額に、住宅以外の 部分の床面積の合 計に応じてウの規 定により算出した 額を加えた額
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略） 別表第1（第2条，第3条，第5条関係）				本則・附則（略） 別表第1（第2条，第3条，第5条関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
9	(略)	(略)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(以下この項，10の項，13の項，14の項，15の項，16の項及び17の項において「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合であつて，住宅を新築しようとするときは，次のアから	9	(略)	(略)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(この項及び10の項，10の項，13の項，14の項，15の項，16の項)において「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあっては

ウまでに掲げる区分
に応じ、当該ア
からウまでに定める
額

ア 長期優良住宅の
促進に関する法律
第6条第1項各号
に掲げる基準に適
合していることに
ついて、あらかじめ
住宅の品質確保
の促進等に関する
法律（平成11年法
律第81号）第5条
第1項に規定する
登録住宅性能評価
機関（以下この項、
13の項、15の項及
び17の項において
「登録住宅性能評
価機関」という。）
による審査を受け
た場合
(ア)・(イ) (略)
イ (略)
ウ (略)

(2) 建築基準関係規定
適合審査を受けるよ
う申し出ない場合
あって、住宅を増築
し、又は改築しよう
とするときは、次の

ウまでに掲げる区分
に応じ、それぞれア
からウまでに掲げる
額

ア 長期優良住宅の
促進に関する法律
第6条第1項各号
に掲げる基準に適
合していることに
ついて、あらかじめ
住宅の品質確保
の促進等に関する
法律（平成11年法
律第81号）第5条
第1項に規定する
登録住宅性能評価
機関（以下この項
及び13の項
_____に
おいて「登録住宅
性能評価機関」と
いう。）による審査
を受けた場合
(ア)・(イ) (略)
イ (略)
ウ (略)

ア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつては、1件につき 9,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合にあつては総戸数が5戸以内のときは、1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき）18,000円、5戸を超え10戸以内のときは1件につき（同一の住宅に関し同

時に数件の申請が行われる場合
にあつては、当該数件の申請につき)32,000円、
10戸を超え30戸以内のときは1
件につき(同一の住宅に関し同
時に数件の申請が行われる場合
にあつては、当該数件の申請につき)47,000円、
30戸を超え50戸以内のときは1
件につき(同一の住宅に関し同
時に数件の申請が行われる場合
にあつては、当該数件の申請につき)88,000円、
50戸を超え100戸以内のときは
1件につき(同一の住宅に関し
同時に数件の申請が行われる場
合にあつては、当該数件の申請
につき)

151,000円, 100戸を超え200戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては, 当該数件の申請につき) 249,000円, 200戸を超え300戸以内のときは1件につき(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては, 当該数件の申請につき) 306,000円, 300戸を超えるときは1件につき,
(同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては, 当該数件の申請につき)
326,000円

イ ア以外の場合
(ア) 一戸建ての住宅の場合にあつ

ては、1件につ
き 68,000円

(イ) 一戸建ての住
宅以外の住宅の
場合にあつては
総戸数が5戸以
内のときは、1
件につき（同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては、当
該数件の申請に
つき）162,000
円、5戸を超え
10戸以内のとき
は1件につき
（同一の住宅に
関し同時に数件
の申請が行われ
る場合にあつて
は、当該数件の
申請につき）
259,000円、10
戸を超え30戸以
内のときは1件
につき（同一の
住宅に関し同時
に数件の申請が
行われる場合に
あつては、当該
数件の申請につ

き) 513,000円,
30戸を超え50戸
以内のときは1
件につき(同一
の住宅に関し同
時に数件の申請
が行われる場合
にあつては, 当
該数件の申請に
つき) 919,000
円, 50戸を超え
100戸以内のと
きは1件につき
(同一の住宅に
関し同時に数件
の申請が行われ
る場合にあつて
は, 当該数件の
申請につき)
1,580,000円,
100戸を超え200
戸以内のときは
1件につき(同
一の住宅に関し
同時に数件の申
請が行われる場
合にあつては,
当該数件の申請
につ き)
2,923,000円,
200戸を超え300
戸以内のときは

			<p>1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき） <u>4,177,000円</u>、 300戸を超えるときは1件につき（同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき） <u>5,117,000円</u></p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)に規定する額に<u>1の項及び2の項</u>に規定する額を加えた額</p>				<p>(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)に規定する額に<u>1の項及び2の項</u>に規定する額を加えた額</p>
10	(略)	(略)	<p>(1) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては、<u>9の項の(1)又は(2)</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>	10	(略)	(略)	<p>(1) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合にあつては<u>9の項の(1)</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>

			(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項及び2の項に規定する額を加えた額				(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)_____に規定する額に1の項及び2の項に規定する額を加えた額
~~~~~							
13	(略)	(略)	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面（ <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> （昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項、15の項及び17の項において「登録建築物調査機関」という。）又は登録住宅性能評価機関が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1	13	(略)	(略)	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面（ <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u> （昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項_____において「登録建築物調査機関」という。）又は登録住宅性能評価機関が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1

項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(

_____ 建築基準関係規定適合審査_____

_____を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

アーエ (略)

(2) (略)

(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項及び2の項に規定する額を加算した額

項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。

この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。))を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

_____ 建築基準関係規定適合審査_____

_____を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

アーエ (略)

(2) (略)

(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項及び2の項に規定する額を加算した額

14	(略)	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に <u>1の項及び2の項</u> に規定する額を加算した額	14	(略)	(略)	(1)・(2) (略) (3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に、 <u>1の項及び2の項</u> に規定する額を加算した額
15	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>	<u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの）に限る。以下この項及び次項において「適合証」という。）があ</u>				

る場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下この項から17の項までにおいて同じ。）である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあっては、4,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあっては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき

は17,000円,  
2,000平方メー  
トル以上5,000平方  
メートル未満の  
ときは37,000円,  
5,000平方メー  
トル以上のときは  
67,000円

イ 認定の対象が住  
宅である場合（認  
定の対象が2以上  
の単位住戸を有す  
る住宅の場合に限  
る。）申請に係る  
住宅の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のときは1  
件につき8,000円,  
300平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のときは1  
件につき17,000円,  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
1件につき37,000  
円, 5,000平方メー  
トル以上のときは  
1件につき67,000  
円

ウ 認定の対象が住  
宅以外の建築物で

ある場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは1件につき22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは1件につき67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは1件につき106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは1件につき133,000円, 25,000平方メートル以上のときは1件につき167,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係

る建築物の住宅の  
部分の床面積の合  
計に応じてイの規  
定により算出した  
額に、住宅以外の  
部分の床面積の合  
計に応じてウの規  
定により算出した  
額を加えた額

(2) 適合証がない場合

(建築基準関係規定  
適合審査を受けるよ  
う申し出る場合を除  
く。)にあつては、次  
のアからエまでに掲  
げる区分に応じ、当  
該アからエまでに定  
める額

ア 認定の対象が住  
宅の単位住戸であ  
る場合 1件につ  
き(ア)又は(イ)に規  
定する額

(ア) 申請に係る単  
位住戸が1の場  
合にあつては、  
当該単位住戸の  
床面積が200平方  
メートル未満の  
ときは28,000円、  
200平方メートル  
以上のときは

32,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合にあつては、当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは1件につき57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル

ル未満のときは1  
件につき96,000円,  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
1件につき163,000  
円, 5,000平方メー  
トル以上のときは  
1件につき234,000  
円

ウ 認定の対象が住  
宅以外の建築物で  
ある場合 1件に  
つき(ア)又は(イ)に  
規定する額

(ア) 申請に係る建  
築物について,  
建築物のエネル  
ギー消費性能の  
向上に関する法  
律第30条第1項  
第1号に規定す  
る経済産業省令  
・国土交通省令  
で定める基準(以  
下この項及び次  
項において「誘  
導基準」という。)  
に適合している  
かどうかの基準  
が, 建築物エネ  
ルギー消費性能

基準等を定める  
省令（平成28年  
経済産業省令・  
国土交通省令第  
1号。以下この  
項及び17の項に  
において「省令」  
という。）第8条  
第1号イ(1)及び  
ロ(1)に定める基  
準（以下この項  
及び次項におい  
て「標準入力法  
・主要室入力法  
という。）による  
場合にあつては、  
当該建築物の床  
面積の合計が300  
平方メートル未  
満のときは  
189,000円、300  
平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のとき  
は306,000円、  
2,000平方メー  
トル以上5,000平方  
メートル未満の  
ときは437,000  
円、5,000平方メ  
ートル以上  
10,000平方メー

トル未満のとき  
は538,000円,  
10,000平方メー  
トル以上25,000  
平方メートル未  
満のときは  
636,000円,  
25,000平方メー  
トル以上のとき  
は726,000円

(イ) 申請に係る建  
築物について,  
誘導基準に適合  
しているかどうか  
の基準が, 省  
令第8条第1号  
イ(2)及びロ(2)  
に定める基準(以  
下この項及び次  
項において「モ  
デル建物法」と  
いう。)による場  
合にあつては,  
当該建築物の床  
面積の合計が300  
平方メートル未  
満のときは  
72,000円, 300平  
方メートル以上  
2,000平方メー  
トル未満のときは  
121,000円,

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額

(3) 建築基準関係規定

			<p><u>適合審査を受けるよう申し出る場合</u> <u>あ</u> <u>っては</u>, (1) <u>又は</u> (2) <u>に規定する額</u> <u>に</u> <u>1</u> <u>の</u> <u>項</u> <u>に</u> <u>規定する額</u> <u>を</u> <u>加</u> <u>え</u> <u>た</u> <u>額</u></p>				
16	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u></p>	<p>(1) <u>適合証がある場合</u> <u>(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u> <u>あ</u> <u>っては</u>, <u>次</u> <u>の</u> <u>ア</u> <u>から</u> <u>エ</u> <u>ま</u> <u>で</u> <u>に</u> <u>掲</u> <u>げる</u> <u>区</u> <u>分</u> <u>に</u> <u>応</u> <u>じ</u>, <u>当</u> <u>該</u> <u>ア</u> <u>から</u> <u>エ</u> <u>ま</u> <u>で</u> <u>に</u> <u>定</u> <u>める</u> <u>額</u></p> <p><u>ア</u> <u>認</u> <u>定</u> <u>の</u> <u>対</u> <u>象</u> <u>が</u> <u>住</u> <u>宅</u> <u>の</u> <u>単</u> <u>位</u> <u>住</u> <u>戸</u> <u>で</u> <u>あ</u> <u>る</u> <u>場</u> <u>合</u> <u>1</u> <u>件</u> <u>に</u> <u>つ</u> <u>き</u> <u>(ア)</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>(イ)</u> <u>に</u> <u>規</u> <u>定</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>額</u></p> <p><u>(ア)</u> <u>申</u> <u>請</u> <u>に</u> <u>係</u> <u>る</u> <u>単</u> <u>位</u> <u>住</u> <u>戸</u> <u>が</u> <u>1</u> <u>の</u> <u>場</u> <u>合</u> <u>に</u> <u>あ</u> <u>っ</u> <u>て</u> <u>は</u>, <u>2,000</u> <u>円</u></p> <p><u>(イ)</u> <u>申</u> <u>請</u> <u>に</u> <u>係</u> <u>る</u> <u>単</u> <u>位</u> <u>住</u> <u>戸</u> <u>が</u> <u>2</u> <u>以</u> <u>上</u> <u>の</u> <u>場</u> <u>合</u> <u>に</u> <u>あ</u> <u>っ</u> <u>て</u> <u>は</u>, <u>当</u> <u>該</u> <u>単</u> <u>位</u> <u>住</u> <u>戸</u> <u>の</u> <u>床</u> <u>面</u> <u>積</u> <u>の</u> <u>合</u> <u>計</u> <u>が</u> <u>300</u> <u>平</u> <u>方</u> <u>メ</u> <u>ー</u> <u>ト</u> <u>ル</u> <u>未</u> <u>満</u> <u>の</u> <u>と</u> <u>き</u></p>				

は4,000円, 300  
平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のとき  
は8,000円,  
2,000平方メー  
トル以上5,000平方  
メートル未満の  
ときは19,000円,  
5,000平方メー  
トル以上のときは  
33,000円

イ 認定の対象が住  
宅である場合（認  
定の対象が2以上  
の単位住戸を有す  
る住宅の場合に限  
る。）申請に係る  
住宅の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のときは1  
件につき4,000円,  
300平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のときは1  
件につき8,000円,  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
1件につき19,000  
円, 5,000平方メー  
トル以上のときは

1 件につき33,000  
円

ウ 認定の対象が住  
宅以外の建築物で  
ある場合 申請に  
係る建築物の床面  
積の合計が300平方  
メートル未満のと  
きは 1 件につき  
4,000円, 300平方  
メートル以上2,000  
平方メートル未満  
のときは 1 件につ  
き11,000円, 2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは 1 件  
につき33,000円,  
5,000平方メートル  
以上10,000平方メ  
ートル未満のとき  
は 1 件につ  
き53,000円, 10,000  
平方メートル以上  
25,000平方メー  
トル未満のときは 1  
件につき67,000円,  
25,000平方メー  
トル以上のときは 1  
件につき83,000円

エ 認定の対象が住  
宅及び住宅以外の

部分を有する建築物である場合 1  
件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額

(2) 適合証がない場合  
(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。) にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 1 件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合にあつては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のとき

は14,000円, 200  
平方メートル以  
上 の とき は  
16,000円

(イ) 申請に係る単  
位住戸が2以上  
の場合にあって  
は, 当該単位住  
戸の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のとき  
は29,000円, 300  
平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のとき  
は48,000円,  
2,000平方メー  
トル以上5,000平方  
メートル未満の  
ときは82,000円,  
5,000平方メー  
トル以上のときは  
117,000円

イ 認定の対象が住  
宅である場合 (認  
定の対象が2以上  
の単位住戸を有す  
る住宅の場合に限  
る。) 申請に係る  
住宅の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のときは1

件につき29,000円,  
300平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のときは1  
件につき48,000円,  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
1件につき82,000  
円, 5,000平方メー  
トル以上のときは  
1件につき117,000  
円

ウ 認定の対象が住  
宅以外の建築物で  
ある場合 1件に  
つき(ア)又は(イ)に  
規定する額

(ア) 申請に係る建  
築物について,  
誘導基準に適合  
しているかどうか  
の基準が, 標  
準入力法・主要  
室入力法による  
場合にあつては,  
当該建築物の床  
面積の合計が300  
平方メートル未  
満のときは  
95,000円, 300平  
方メートル以上

2,000平方メートル未満のときは  
153,000円,  
2,000平方メートル以上5,000平方  
メートル未満の  
ときは218,000  
円, 5,000平方メ  
ートル以上  
10,000平方メー  
トル未満のとき  
は269,000円,  
10,000平方メー  
トル以上25,000  
平方メートル未  
満のときは  
318,000円,  
25,000平方メー  
トル以上のとき  
は363,000円

(イ) 申請に係る建  
築物について,  
誘導基準に適合  
しているかどうかの基準が, モ  
デル建物法によ  
る場合にあつて  
は, 当該建築物  
の床面積の合計  
が300平方メー  
トル未満のときは  
36,000円, 300平

方メートル以上  
2,000平方メー  
トル未満のとき  
は61,000円,  
2,000  
平方メートル以  
上5,000平方メー  
トル未満のとき  
は98,000円,  
5,000平方メー  
トル以上10,000平  
方メートル未満  
のときは128,000  
円,  
10,000平方  
メートル以上  
25,000平方メー  
トル未満のとき  
は154,000円,  
25,000平方メー  
トル以上のとき  
は181,000円

エ 認定の対象が住  
宅及び住宅以外の  
部分を有する建築  
物である場合 1  
件につき申請に係  
る建築物の住宅の  
部分の床面積の合  
計に応じてイの規  
定により算出した  
額に,住宅以外の  
部分の床面積の合  
計に応じてウの規

			<p>定により算出した額を加えた額</p> <p>(3) <u>建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額</u></p>				
17	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</u></p>	<p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることを証する書面（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付したもの（認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあつては、登録建築物調査機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施している登録住</u></p>				

宅性能評価機関が交付したもの)に限る。  
以下この項において  
「適合証」という。)  
がある場合にあって  
は、次のアからエま  
でに掲げる区分に応  
じ、当該アからエま  
でに定める額  
ア 認定の対象が1  
の単位住戸を有す  
る住宅である場合  
1件につき4,000  
円  
イ 認定の対象が2  
以上の単位住戸を  
有する住宅である  
場合 申請に係る  
住宅の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のときは1  
件につき8,000円、  
300平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のときは1  
件につき17,000円、  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
1件につき37,000  
円、5,000平方メー  
トル以上のときは

1 件につき67,000  
円  
ウ 認定の対象が住  
宅以外の建築物で  
ある場合 申請に  
係る建築物の床面  
積の合計が300平方  
メートル未満のと  
きは 1 件につき  
8,000円, 300平方  
メートル以上2,000  
平方メートル未満  
のときは 1 件につ  
き22,000円, 2,000  
平方メートル以上  
5,000平方メートル  
未満のときは 1 件  
につき67,000円,  
5,000平方メートル  
以上10,000平方メ  
ートル未満のとき  
は 1 件 につ ぎ  
106,000円, 10,000  
平方メートル以上  
25,000平方メート  
ル未満のときは 1  
件につき133,000  
円, 25,000平方メ  
ートル以上のとき  
は 1 件 につ ぎ  
167,000円

エ 認定の対象が住

宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 1件につき申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加えた額

(2) 適合証がない場合にあつては、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及

びロ(1)に定める  
基準（以下この  
項において「性  
能基準」という。）  
による場合にあ  
っては、200平方  
メートル未満の  
と  
きは28,000円、  
200平方メートル  
以上のときは  
32,000円

(イ) 申請に係る住  
宅について、建  
築物エネルギー  
消費性能基準に  
適合しているか  
どうかの基準が、  
省令第1条第1  
項第2号イ(2)及  
びロ(2)に定める  
基準（以下この  
項において「仕  
様基準」という。）  
による場合にあ  
っては、200平方  
メートル未満の  
と  
きは15,000円、  
200平方メートル  
以上のときは  
16,000円

イ 認定の対象が2  
以上の単位住戸を  
有する住宅である  
場合 1件につき  
(ア)又は(イ)に規定  
する額

(ア) 申請に係る住  
宅について、建  
築物エネルギー  
消費性能基準に  
適合しているか  
どうかの基準が、  
性能基準による  
場合にあつては、  
当該住宅の床面  
積の合計が300平  
方メートル未満  
のときは57,000  
円、300平方メー  
トル以上2,000平  
方メートル未満  
のときは96,000  
円、2,000平方メ  
ートル以上5,000  
平方メートル未  
満のときは  
163,000円、  
5,000平方メー  
トル以上のときは  
234,000円

(イ) 申請に係る住  
宅について、建

建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合にあつては、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

ウ 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 1件につき(ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合している

かどうかの基準  
が、省令第1条  
第1項第1号イ  
に定める基準  
による場合にあっ  
ては、当該建築  
物の床面積の合  
計が300平方メ  
ートル未満のとき  
は189,000円、  
300平方メ  
ートル以上2,000平方メ  
ートル未満のと  
きは306,000円、  
2,000平方メ  
ートル以上5,000平方  
メ  
ートル未満の  
ときは437,000  
円、5,000平方  
メ  
ートル以上  
10,000平方  
メ  
ートル未満のと  
きは538,000円、  
10,000平方  
メ  
ートル以上25,000  
平方メ  
ートル未  
満のときは  
636,000円、  
25,000平方  
メ  
ートル以上のと  
き  
は726,000円

(イ) 申請に係る建

建築物について、  
建築物エネルギー  
消費性能基準  
に適合している  
かどうかの基準  
が、省令第1条  
第1項第1号ロ  
に定める基準に  
よる場合にあつ  
ては、当該建築  
物の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のとき  
は72,000円、300  
平方メートル以  
上2,000平方メー  
トル未満のとき  
は121,000円、  
2,000平方メー  
トル以上5,000平方  
メートル未満の  
ときは196,000  
円、5,000平方メ  
ートル以上  
10,000平方メー  
トル未満のとき  
は257,000円、  
10,000平方メー  
トル以上25,000  
平方メートル未  
満のときは  
308,000円、

25,000平方メー  
トル以上のとき  
は362,000円

エ 認定の対象が住  
宅及び住宅以外の  
部分を有する建築  
物である場合 1  
件につき申請に係  
る建築物の住宅の  
部分の床面積の合  
計に応じてイの規  
定により算出した  
額に、住宅以外の  
部分の床面積の合  
計に応じてウの規  
定により算出した  
額を加えた額

別表第2・別表第3 (略)

別表第2・別表第3 (略)